

平成27年度 第12回

魚沼市農業委員会総会議事録

平成28年3月

魚沼市農業委員会

## 別紙 1

## 平成28年度第12回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 26名 定員 29名  
欠席 1名 欠員 2名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	中澤正規	
○		2	目黒隆弥	
○		3	関武雄	
○		4	馬場公雄	
○		5	八木修司	
○		6	横山史子	
		7		
○		8	蕨澤芳子	
○		9	大島強喜	
○		10	佐藤正喜	
	○	11	佐野彰	
○		12	櫻井貞夫	
○		13	櫻井信夫	
○		14	田中正雄	
○		15	阿達正	
○		16	森山武郎	
○		17	小島祐治	
○		18	桑原正文	
○		19	小岩勇	
○		20	星野貞樹	
		21		
○		22	高橋日出子	
○		23	小幡悦男	
○		24	橘精一	
○		25	渡邊弘義	
○		26	渡邊正一	
○		27	梅田隆夫	
○		28	小西正春	
○		29	上村喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		山本健一	
○		星由紀美	
○		高橋智也	

平成 27 年度

## 第 12 回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

平成 28 年 3 月 25 日

日 程	議案番号	付 議 事 件
		開会宣言 15 時 03 分
1		報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について  19 番 小岩 勇 委員  20 番 星野 貞樹 委員
3	報告第 1 号 報告第 2 号 報告第 3 号	農地貸借の合意解約について 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出（2 年未満の転用）について
4	議案第 1 号 議案第 2 号  議案第 3 号 議案第 4 号  議案第 5 号 議案第 6 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について 農地法第 3 条の規定による許可処分取消申請について 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について 農用地利用集積計画意見決定について 平成 27 年度農業委員会活動の点検・評価及び平成 28 年度活動計画等の策定について
5		その他  閉会宣言 16 時 45 分

## 平成27年度第12回魚沼市農業委員会総会議事録

平成27年度第12回魚沼市農業委員会総会は、平成28年3月25日魚沼市広神庁舎3階会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（高橋主任）

時間を過ぎまして申し訳ございません。ただいまから総会を始めさせていただきます。

総会に先立ちまして、本日の出席者数をご報告いたします。委員数27名のうち、欠席者は議席番号11番佐野彰委員、1名です。出席者数26名で、魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただいまから平成27年度第12回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに、上村会長から挨拶をいただきます。お願いいたします。

（時刻は15時03分）

上村会長

（挨拶）

ここで大島さんから皆さん方にお礼の言葉を言いたいということでございますので、大島さん一言お願いします。

大島強喜委員

この度は皆さんにも、私の不注意のために大変ご迷惑を、またご心配をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。

また、その節にたくさんのお見舞いをいただきまして、ありがとうございました。いかんせんまだ完璧とは言えないんですけども、事故から1年半ぐらいたってみて、「経過を見て何とか骨が伸びていくようであれば、もう1回手術をやってみましょう」という医者の見解です。お盆頃まで様子見というような形で1カ月1回ずつ通っているわけなんですけど、これから陽気もよくなりますし温かくなりますので、何とか頑張って会合に出たいと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。いろいろとありがとうございました。

上村会長

大島さん、大変ありがとうございました。くれぐれもまだ気をつけてひとつ進めたいと思います。よろしく願いいたします。

なお、ここにあるのは大島さんが今日皆さん方ということで、お手元にお菓子を用意してあります。

# 会 務 報 告

上村会長

それでは、日程第1報告事項「会務報告」を議題とします。

事務局（山本事務局長）

配布資料の確認

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続きまして、部会報告をお願いいたします。

農政部会長（田中正雄委員）

今回は特段ご報告事項はございません。

農地部会長（森山武郎委員）

農地部会も特段ございません。

広報部会長（菰澤芳子委員）

広報部では、今日編集会議を行いまして、記事の最終確認を終えました。予定どおり農業委員会日より発行されると思います。皆さん、ご協力ありがとうございました。以上です。

議 長（上村会長）

会務報告並びに部会報告が終了いたしました。そのほか皆さん方、内容について質問・ご意見等ありましたら、お願いいたします。

（特になし）

特になさいますので、次に進めさせていただきます。

## 議事録署名委員の指名について

議 長（上村会長）

日程第2「議事録署名委員の指名」について、会議規則第14条に掲げてありますので指名させていただきますが、議長に一任いただけますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議席番号19番小岩勇委員及び議席番号20番星野貞樹委員の両名を指名させていただきます。

## 農地貸借の合意解約について

議 長（上村会長）

続いて、日程第3報告第1号「農地貸借の合意解約」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星主任）

議案書の3ページをお願いします。

日程第3報告第1号「農地貸借の合意解約」について、今月は14件ですが、詳細については事前配布のとおりです。以上です。

議 長（上村会長）

報告第1号については、事務局の説明のとおり事前配布ということで、目を通していただいたと思います。内容等について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、お諮りいたします。報告第1号「農地貸借の合意解約」については、届出のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

## 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議 長（上村会長）

日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星主任）

議案書の7ページをお願いします。

日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、今月は13件受理し、受理通知書を送付いたしました。既に認定農業者等へ貸し付けている農地がありますが、相続人は全て魚沼市にお住いの後継者等に当たるため、今後も継続して耕作されていくものと思います。以上です。

議 長（上村会長）

報告第2号について、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見がある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、お諮りいたします。報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」については、届出のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

## 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

議長（上村会長）

日程第3報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の8ページをお願いします。

日程第3報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」について、今月は1件の届出がありました。

整理番号1	申請人	*****
	申請地	***** 畑 104 m <sup>2</sup>
	転用目的	農機具格納庫

議長（上村会長）

報告第3号について、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、お諮りいたします。報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」については、届出のとおり承認することによろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

## 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星主任）

議案書の9ページをお願いします。

日程第4議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について、今月の申請は交換による所有権移転が1件、売買によるもの6件、贈与によるもの7件、賃借権の設定が1件、使用貸借権の設定9件で合計24件です。

なお今回の案件の中に、整理番号24番ですが、\*\*\*\*\*委員本人の案件が含まれておりますので、農業委員本人は審議・採決ができないことから最後になります。

すので、あらかじめご了承のほうをお願いいたします。

それでは、説明に入ります。

整理番号1番と2番は関連がありますので、まとめて説明をいたします。

整理番号1	申請地	*****	田	353 m <sup>2</sup>
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	権利種別	所有権移転	交換	

整理番号2	申請地	*****	田	334 m <sup>2</sup>
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	権利種別	所有権移転	売買	*****円/坪

整理番号1の申請地は以前から永代小作権が設定されていましたが、一部国道バイパスの用地買収があり、団地の耕作面積が小さくなったことや双方の申請者が高齢になったこと等により、今のうちに整理したいということで耕作権と底地を交換するため、申請があったものです。譲受人の所有農地を含む耕作面積は30aの下限面積を満たしておりませんが、農地法施行令第6条第1項第2号のイ及びロに該当するもので、下限面積要件の例外規定に該当すると考えます。

こちら今まで出ていなかった例外規定ですので、簡単に説明をさせていただきます。これにつきましては、耕作を行う者が所有権以外の第三者に抵抗できる権利、この場合には永代小作権になるかと思いますが、その権利に基づいて、その事業を供している農地につき、当該事業を行う者が所有権を取得しようとする場合において、許可申請の時にその者の耕作に必要な機械の所有状況、農作業の従事する数等から見て、イ及びロに該当することとなっております。

イとロについて説明しますと、イについては許可申請の際、その者が耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められること、耕作放棄地がない等がこれに当たります。ロとしましては、その土地について、永代小作権の存続期間が合意解約によりその者が自ら耕作に供することが可能となった場合において、この者が耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うことができると認められること、という項目に照らし合わせてみると全て満たしているというふうに考えるものです。

また、整理番号2の申請地については、整理番号1と同一人からの申請ですが、既に整理番号1の申請地と一枚の田んぼとして一体で利用されており、利便性効率面から別々の所有者が耕作することは困難です。こちらについては農地法施行令第6条第3項第3号に該当するもので、その位置・面積・形状等からみて、これに隣接する農地と一体として利用しなければ耕作することが困難と認められる農地につき、隣接する農地または採草放牧地を現に耕作または耕作している者が権利を取得するものであるという例外規定に該当するものと考えます。譲受人の農地は全て耕作されており、大型機械は所有しておりませんが、作業委託等を行っており、後継者は農業に従事しておりますので、今後とも効率よく耕作してい



くことが見込めると考えます。

整理番号3 申請地 \*\*\*\* \* 畑ほか1筆 合計917 m<sup>2</sup>  
譲渡人 \*\*\*\* \*  
譲受人 \*\*\*\* \*  
権利種別 所有権移転 売買 全体で\*\*\*\* \*円

こちらの申請の理由は、譲受人が規模拡大を図るため、申請があったものです。譲受人は南魚沼市に農地を131a 所有しており、下限面積要件を満たしています。また、経験年数も十分あるため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号4 申請地 \*\*\*\* \* 田 642 m<sup>2</sup>  
譲渡人 \*\*\*\* \*  
譲受人 \*\*\*\* \*  
権利種別 所有権移転 売買 全体で\*\*\*\* \*円

申請の理由は、経営規模拡大を図るためです。譲受人は大型機械等を所有していませんが、作業委託等行っており、経験年数も十分あるため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号5 申請地 \*\*\*\* \* 畑ほか2筆 合計411 m<sup>2</sup>  
譲渡人 \*\*\*\* \*  
譲受人 \*\*\*\* \*  
権利種別 所有権移転 売買 全体\*\*\*\* \*円

申請理由は、譲渡人が遠方で耕作できないため、譲受人が自作地に近くて耕作に便利なことから、売買の話がまとまり申請があったものです。譲受人は大型機械もそろっており、経験年数も十分あるため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号6 申請地 \*\*\*\* \* 田 247 m<sup>2</sup>  
譲渡人 \*\*\*\* \*  
譲受人 \*\*\*\* \*  
権利種別 所有権移転 売買 全体で\*\*\*\* \*円

申請地は現在保全管理されておりますが、譲渡人が遠方で耕作できないことから処分することとなり、売買の申請があったものです。譲受人は認定農業者で、大型機械もそろっており、地域の担い手として集積にも意欲的で、今後も効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

次の整理番号7番と整理番号14番につきましては、関連がありますのでまとめて説明をさせていただきます。

整理番号7 申請地 \*\*\*\* \* 畑 817 m<sup>2</sup>  
譲渡人 \*\*\*\* \*  
譲受人 \*\*\*\* \*  
権利種別 所有権移転 贈与

整理番号14 申請地 \*\*\*\* \* 畑ほか1筆 合計863 m<sup>2</sup>

譲渡人       \*\*\*\*\*  
 譲受人       \*\*\*\*\*  
 権利種別 賃借権設定 3年間       \*\*\*\*\*円/10a

申請地は譲受人の自宅に隣接する農地で、耕作に便利のため贈与の話がまとまり、申請があったものです。譲受人の自己所有地を含む耕作面積は、下限面積の30aを満たしていないため、整理番号14番で賃借権の設定を申請しているため、こちらと合わせますと下限面積要件を満たすものと考えます。譲受人は耕運機を所有しており、野菜作り等の経験や知識もあるため、今後も効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

次の整理番号8番から整理番号13番までは、こちらも関連がありますので、まとめて説明をさせていただきます。

整理番号8 申請地       \*\*\*\*\* 田ほか1筆 合計884㎡  
 譲渡人       \*\*\*\*\*  
 譲受人       \*\*\*\*\*  
 権利種別 所有権移転 贈与

整理番号9 申請地       \*\*\*\*\* 田 1.98㎡  
 譲渡人       \*\*\*\*\*  
 譲受人       \*\*\*\*\*  
 権利種別 所有権移転 贈与

整理番号10 申請地       \*\*\*\*\* 田 594㎡  
 譲渡人       \*\*\*\*\*  
 譲受人       \*\*\*\*\*  
 権利種別 所有権移転 贈与

整理番号11 申請地       \*\*\*\*\* 田 891㎡  
 譲渡人       \*\*\*\*\*  
 譲受人       \*\*\*\*\*  
 権利種別 所有権移転 贈与

整理番号12 申請地       \*\*\*\*\* 田 129㎡  
 譲渡人       \*\*\*\*\*  
 譲受人       \*\*\*\*\*  
 権利種別 所有権移転 贈与

整理番号13 申請地       \*\*\*\*\* 田 89㎡  
 譲渡人       \*\*\*\*\*  
 譲受人       \*\*\*\*\*  
 権利種別 所有権移転 贈与

申請地は、かなり前になりますが、残土捨て場を耕地整理したところとして、現在は3枚の田んぼとして耕作されています。しかしながら、所有者名義と田んぼの形状は異なっているため、今のうちにきちんと整理したいということで、所有者の意見がまとまり、名義を統一するため、同時に

贈与の申請があったものです。整理番号8番から13番の譲受人については、下限面積要件を満たしており、大型機械等は所有していないため、共同利用及び作業委託等を行っておりますが、全ての圃場はきちんと耕作されているため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号14番は、先ほど説明したとおりとなっております。

次の整理番号15番から整理番号20番までの譲受人は、\*\*\*\*\*のため、こちらまとめて説明をさせていただきます。

整理番号15 申請地 \*\*\*\*\* 田ほか8筆 合計3,060 m<sup>2</sup>  
譲渡人 \*\*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*\*  
権利種別 使用貸借権設定 5年間

整理番号16 申請地 \*\*\*\*\* 田ほか8筆 合計3,894.35 m<sup>2</sup>  
譲渡人 \*\*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*\*  
権利種別 使用貸借権設定 5年間

整理番号17 申請地 \*\*\*\*\* 田 1,040 m<sup>2</sup>  
譲渡人 \*\*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*\*  
権利種別 使用貸借権設定 5年間

整理番号18 申請地 \*\*\*\*\* 田 937 m<sup>2</sup>  
譲渡人 \*\*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*\*  
権利種別 使用貸借権設定 5年間

整理番号19 申請地 \*\*\*\*\* 田 1,038 m<sup>2</sup>  
譲渡人 \*\*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*\*  
権利種別 使用貸借権設定 5年間

整理番号20 申請地 \*\*\*\*\* 田ほか9筆 合計2,500 m<sup>2</sup>  
譲渡人 \*\*\*\*\*  
譲受人 \*\*\*\*\*  
権利種別 使用貸借権設定 5年間

申請理由は、譲渡人が耕作困難・高齢等により耕作ができなくなり、\*\*\*\*\*が水稻やそば作付けをするため、申請があったものです。

なお、\*\*\*\*\*への貸し付けということで、一般法人への貸し付けとなりますので、解除条件付きの貸借契約となっております。

次の整理番号21番から整理番号23番につきましては、農業者年金受給に係る経営移譲の再設定のため、説明は省略させていただきますが、内容につきましては事前配布のとおりです。

以上、整理番号1番から14番及び整理番号21番から23番までは、議案書に記載のあるとおり農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

また、整理番号15番から整理番号20番につきましては、議案書に記載のあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しておらず、農地法3条第3項各号にある解除条件などが設定されておりますので、こちらも許可要件の全てを満たすと考えます。以上で一旦説明を終わらせていただきます。

議長（上村会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。引き続きまして、地区担当委員の調査・補足説明ありましたらお願いいたします。

梅田隆夫委員

整理番号1番・2番ですが、この2者は、それをここでお互いに年取ったということで整理したいと、それになおかつそこにバイパスの案件がぶつかったということで、協議をしましたので、事務局の説明のとおりです。

小島結治委員

整理番号3番ですが、事務局の説明のとおりでございます。本人も意欲的に耕作しております。

森山武郎委員

整理番号4番ですが、親戚関係にあり、事務局の説明のとおり別に問題はありません。

橘 精一委員

整理番号5番ですが、この件につきましては、譲受人の\*\*\*\*\*さんの家のすぐ裏の畑ですので、別段問題ありません。

小岩 勇委員

整理番号6番ですが、両者に確認した結果、事務局の説明のとおりでございます。

関 武雄委員

整理番号7番・14番ですが、先月案件につきまして電話がございました。そして、20日に現地確認させていただきました。これは、当時基盤整備の除外地のところですけれども、この度整備をしていきたいという意向でございました。両者とも生活の向上を目指しています。

高橋日出子委員

整理番号8番から13番ですが、事務局の説明のとおり問題はありません。

小西正春委員

整理番号16番ですが、この件につきましても、\*\*\*\*\*が周りも全部耕作しているということで、何ら周りにも問題がないと思います。



譲受人 \*\*\*\*

権利種別 所有権移転 売買 全体で\*\*\*\*\*円

申請地につきましては、譲渡人が相続で取得した農地ですが、遠方で管理できないため、この度売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人につきましては、認定農業者で大型機械もそろっており、経験年数も十分あるため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

また、議案書に記載のとおり農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件の全てを満たすと考えます。以上です。

議長（上村会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。

所有権移転売買に関する整理番号 24 番について、申請どおり許可することによってよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

申請どおり許可することといたします。

## 農地法第3条の規定による許可処分取消申請について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第2号「農地法第3条の規定による許可処分取消申請」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星主任）

議案書の16ページをお願いします。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可処分取消申請」についてですが、今月は2件となっております。申請人が同一ですので、こちらまとめて説明のほうをさせていただきます。

整理番号1	譲渡人	*****			
	譲受人	*****			
	申請地	*****	畑ほか3筆	合計	4,139㎡
	権利種別	所有権移転	贈与		

整理番号2	譲渡人	*****			
	譲受人	*****			
	申請地	*****	畑ほか2筆	合計	3,733㎡
	権利種別	所有権移転	贈与		

整理番号1番につきましては、平成27年9月8日付で申請があり、平成27年9月28日の総会で指令魚農委第65号許可処分が決定したものです。また、整理番号2番につきましては、平成27年10月9日付で申請が

あり、平成 27 年 10 月 26 日総会で指令魚農委第 78 号許可処分が決定したものです。

所有権移転登記も済んでおりましたが、贈与税が高額で支払うことが困難となり、双方から取消しの申請があったものです。登記につきましては、3 月 15 日付で錯誤による所有権移転抹消ということで既に手続きが完了しているということです。今後につきましては、譲渡人が遠方で耕作できないため、引き続き譲受人であった星野さんが畑をまかかって管理をしていくということでございますので、問題はないというふうに考えます。

議長（上村会長）

事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、お願いいたします。

小島結治委員

少しいいですか。答弁ができれば、珍しいケースですね、本当に、許可をしながら順々と手続きを踏んでいきましたところ、贈与税が高額だったことがその時点で発覚したという流れはどんなのだったかはお存じのないですか。私らも以後要注意ということでもあるかなという。

事務局（星主任）

簡単に説明のほうをさせていただきますが、こちらの案件につきましては、譲渡人のほうは東京のほうの専門の弁護士さん、それから新潟市のほうで専門の行政書士さんのほうが関与しまして、進めていた案件でございました。譲受人につきましては、農地として譲り受けるために一生懸命頑張っていて、皆さんご存知のとおり農地として復旧したわけでございますけれども、なかなか遠方の弁護士及び行政書士であったために、こちらの状況が分からないので農地としての評価しかすることができず、既に現場につきましては宅地並みの評価となっているということはどうもなかなかそこまで深く理解することができずに、それでこのような膨大な贈与税がかかるというところまでは認識できなかったというようなことでして、実際に税理士等に算定していただいた結果、多額の贈与税が発生するために一旦取り消しを行いたいということで、申請があったものです。こちらにつきましては現地をよく知る専門の土地家屋調査士等をお願いをすればいいのではないかなというアドバイスもしたわけでございますが、そういった方がきちんと管理していくということで、それ以上私どものほうも言えず、そのままお受けしたという経緯もあります。そういうことで取消申請があったものです。以上です。

議長（上村会長）

以上、事務局の説明のとおりでございます。そのほかどうでしょうか。

小幡悦男委員

補足説明になるか、分からないんですが一言。一定の部分で当委員会でも審議なされて認可されたわけですが、実際問題、今度いろいろ手続きした段階で弁護士さんと行政書士さんとも協議した中で、新たな問題として税金の関係が出てきたわけです。農振除外地に関しては、畑が評価価格の 50 倍の税金がかかるとのことで、莫大もない金が課税金としてきたわけです。そういう意味で農振除外の部分においては、非常にこれから宅地並み課税というふうなことで今後もまた当委員会のほう

にもいろいろな問題がまた出てくるのではないかと思って、また懸念しているわけ  
です。参考になったかならんか分かりませんが、おおむね8桁の税金がかかったと  
いうような案件です。

議 長（上村会長）

ありがとうございました。そのほかどうでしょうか。

（特になし）

それでは、そのほか特にないようですので、採決に入ります。議案第2号「農地  
法第3条の規定による許可処分取消申請」については、申請どおり決定すること  
でよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

## 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する 意見について

議 長（上村会長）

続いて、日程第4議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対す  
る意見」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の17ページをお願いします。

議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、  
今月の申請は1件です。

整理番号1	申請地	*****	田	104 m <sup>2</sup>
	農地区分	*****	第一種農地	
	申請人	*****		
	申請概要	*****	住宅1棟2階建	
	転用目的	*****	住宅建設のため	
	判断理由	*****	申請に係る土地の周辺の地域において、移住する者の 日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置される もの。	

申請地は\*\*\*\*\*地内の農地です。国道17号浦佐バイパス工事に住  
宅等があたることになり、代替地として自己所有の当地に住宅を建築する  
旨、申請があったものです。以上です。

議 長（上村会長）

議案第3号につきまして、事務局の説明に続いて、地区担当委員の調査・補足説  
明ありましたらお願いいたします。

梅田隆夫委員

整理番号1ですが、事務局の説明どおり、これが最後の多分\*\*\*\*\*側の宅地



になると思いますが、これで最後の移転という形になると思います。あとは、事務局の説明どおりです。

議 長（上村会長）

事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。議案第3号の整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、整理番号1番については許可相当の意見を付して県に進達することといたします。

## 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する 意見について

議 長（上村会長）

続いて、日程第4議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の18ページをお願いします。

議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、今月の申請は2件です。所有権移転売買が1件、使用貸借権の設定が1件となっています。

整理番号1	申請地	*****	畑	2.69 m <sup>2</sup>
	農地区分	*****	第一種農地	
	権利種別	*****	所有権移転 売買	*****円
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	申請概要	*****	住宅1棟2階建て	
	転用目的	*****	住宅建設の為	
	判断理由	*****	申請に係る土地の周辺の地域において、移住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの。	

申請地は先ほどの第4条の申請地との一画地です。国道17号浦佐バイパス工事に住宅等が当たることになり、所有者に対し、同事業の収用残置を住宅建築用地として取得したく申し入れをしたところ、話がまとまり、申請があったものです。

整理番号2	申請地	*****	田	500 m <sup>2</sup>
	農地区分	*****	第一種農地	

権利種別	使用貸借権設定
譲渡人	*****
譲受人	*****
申請概要	住宅1棟2階建て
転用目的	住宅建設の為
判断理由	申請に係る土地の周辺の地域において、移住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。

申請地は\*\*\*\*\*地内の農地です。申請者が独立することになり、親から建設地を借り受け、申請土地に一般住宅を建設したい旨、申請があったものです。以上です。

議長（上村会長）

事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明ありましたら、お願いいたします。

梅田隆夫委員

整理番号1ですが、一部が所有者が違うということで先ほどの説明のとおりです。

阿達 正委員

整理番号2ですが、確認ですが、譲受人ですか住所\*\*\*\*\*とか言ったんだけど、まだできていませんよね。\*\*\*\*\*でしょ。\*\*\*\*\*。

事務局（高橋主任）

先ほどの発言誤りです。議案書のとおりです。申し訳ございません。

阿達 正委員

見てきたんだけどまだ作ってないんで、同居だと思います。それで、親子ですので、自分のところの畑ですので、いいと思います。

議長（上村会長）

事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特にないようですので、採決に入ります。採決は整理番号の順番に行います。

まず、整理番号1番、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

次に、整理番号2番、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」については、整理番号1番・2番ともに許可相当の意見を付して県に進達することといたします。

## 農用地利用集積計画の意見決定について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第5号「農用地利用集積計画の意見決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星主任）

議案書の19ページをお願いします。

議案第5号「農用地利用集積計画の意見決定」について説明をさせていただきます。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の意見決定を求めるものです。

利用権（設定）	件数	97件
	筆数	413筆
	面積	364,005.81㎡

なお、詳細につきましては、事前配布のとおりです。

ここで1点だけ補足のほうの説明をさせていただきますが、議案書の26ページをお願いします。

整理番号25番・26番についてですが、\*\*\*\*\*が基盤強化促進法で利用集積をするため、計画のほうがされております。\*\*\*\*\*につきましては、既に皆様ご承知のとおり、一般法人として農業経営に参入しており、解除条件の付いた貸借ということに限られておりましたが、この度平成26年中の農業収入とプラス農業関連収入がその他の収益を上回り、また構成員要件、役員従事日数等の農業生産法人なるための要件を全て満たすことができたため、農業生産法人として解除条件なしの貸借ができることとなったものです。それに伴いまして、構成員である譲渡人、今回は\*\*\*\*\*さんと\*\*\*\*\*さんなんですけれども、所有農地について全て利用権の設定が可能となり、今回の集積計画が出されたものです。水田の作付け計画等についても分かりやすくなり、事務上効率がよくなると大変喜んでおられました。今後につきましても「人・農地プラン」中間管理機構の担い手として、さらなる規模拡大・農地集積を図りたいということで話されておりましたので、今以上に貸借のほうが一層やすくなるものと思います。委員の皆様もよろしく願いいたします。以上、補足説明終わります。

続きまして所有権移転ですが、議案書の20ページをお願いします。

今月は売買が3件、贈与によるもの1件、合計が4件となっております。

整理番号1	所有権を移転する農用地	*****	畑	1,985㎡
	所有権を移転する者	*****		
	所有権の移転を受ける者	*****		
	売却価格	全体で*****円		

この案件についてですが、所有権を受ける者は認定農業者に該当しておりませんが、\*\*\*\*\*の構成員となっており、議案書29ページの整理番号29番にあるとおり、同一の利用集積計画の中で、\*\*\*\*\*へ利用権の貸し付けがされておりますので、移転を受けることができるものとな

っております。

整理番号2	所有権を移転する農用地	*****	畑	312 m <sup>2</sup>
	所有権を移転する者	*****		
	所有権の移転を受ける者	*****		
	権利種別	贈与		

この案件につきまして、若干補足のほうを説明させていただきます。この案件につきましては、\*\*\*\*\*地区担当の葦澤委員のほうから農地パトロールの際に耕作放棄地になる恐れがあるのではないかとということで、受け手のほうを見つけてほしいということで、こちらのほうに相談があったところです。この度近くの畑を耕作している譲受人と利用集積の計画がまとまり、今回提出があったものです。

整理番号3	所有権を移転する農用地	*****	田ほか4筆	
			合計	3,391 m <sup>2</sup>
	所有権を移転する者	*****		
	所有権の移転を受ける者	*****		
	売却価格	*****円		

整理番号4	所有権を移転する農用地	*****	田ほか1筆	
			合計	3,229 m <sup>2</sup>
	所有権を移転する者	*****		
	所有権の移転を受ける者	*****		
	売却価格	*****円		

以上、利用権設定並びに所有権移転につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしていると考えます。

なお、前回中澤委員から質問がありました第11回総会議案書27ページ整理番号41番について、正しくは賃借料\*\*\*\*\*円金納となります。訂正のほうをお願いしたいと思います。大変失礼いたしました。説明は以上です。

議長（上村会長）

事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。議案第5号「農用地利用集積計画の意見決定」については、計画のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

## 平成 27 年度農業委員会活動の点検・評価及び 平成 28 年度活動計画等の策定について

議 長（上村会長）

続きまして、日程第 4 議案第 6 号「平成 27 年度農業委員会活動の点検・評価及び平成 28 年度活動計画等の策定」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

別冊で本日お配りしました議案書の 48 ページをお願いします。

議案第 6 号「平成 27 年度農業委員会活動の点検・評価及び平成 28 年度活動計画等の策定」について、説明させていただきます。農業委員会では、農業委員会の適正な事務実施に基づいて、毎年その年の活動の点検・評価及び翌年の活動計画について作成することとなっております。今回作成したものを市のホームページや窓口等において、農業者の方からご覧いただき、意見を頂戴し、最終的にはそれらの意見を反映させて 5 月末までに公表することとなっております。

なお、事業計画については、農地法の改訂により様式の変更がありますが、現時点では新様式が示されていないために今回は省略させていただきます。

これから点検・評価の概要を説明しますので、ご審議いただきたいと思います。

別紙、資料に基づいて説明。

事務局（山本事務局長）

続きまして、「平成 28 年度の魚沼市農業委員会業務計画（案）」について説明いたします。

別紙、資料に基づいて説明。

議 長（上村会長）

議案第 6 号について、今事務局の説明が終わりました。前段 27 年度農業委員会活動の点検・評価ということで、我々この 1 年間の農業委員会の成績表というようなことでございます。農地パトロールを中心に耕作放棄地等々、また違反転用の解消に一生懸命取り組んできたというようなことでございます。

1 点事務局に聞きたいんですけど、51 ページの農業生産法人からの報告なんだけれど、報告書を法人が提出を願うということなんだどもに、提出しなかった農業生産法人 2 法人ということなんだどもに、これは一応催促は続けているんですか。

事務局（星主任）

こちらにつきましては再三督促を行い、1 法人につきましては早急にこちらのほうに報告を頂けるということでご回答をいただいております。

また、もう一つの法人につきましては、今後きちんとした形で生産を行いたいということで話がありますが、まだ手続きのほうで済んでいないために、報告のなかった農業生産法人が 2 法人となっているということでございます。引き続き、また督促のほうを行う予定でございます。以上です。

議 長（上村会長）

皆さん方で、内容について質問・ご意見がある方は、お願いします。

目黒隆弥委員

その2法人がまだ出ていないですけれども、これは今年度に限ったことですか。前年度も出ていませんでしたか。

事務局（星主任）

こちらにつきましては、1つの法人については昨年から始まった法人ですので、なかなか事務がまだ慣れないということで、法人のほうの事務が主体ということで今手続きのほうをすぐ進めていて提出があるということです。もう一つの法人については、皆さんご存知のとおり魚沼農産公社ということでございまして、こちら設立当初からなかなか報告のいただけない法人ということで、先日生産したいという旨を農政室のほうにいただいておりますということなので、手続きのほうが進んでいくというふうに思います。以上です。

目黒隆弥委員

ありがとうございます。

小島結治委員

事業計画の中の「農地利用状況調査及び利用意向調査の計画的実施。」言葉で書けばこういうことになるんですが、この辺の流れが現時点でのお話頂戴できる点は、どんなふうに予測されますか。

事務局（山本事務局長）

意向調査の関係ですが、26年度から農地法の改正によりまして、いわゆる農地の利用状況調査というものを行って、なおかつそこで耕作放棄地というようなことで、確認した方については一応本人に意向を聞きなさいということになりました。というようなことで、それ以降去年についてはそれに沿った意向調査というのが実はできなかったわけではありますが、今年初めての意向調査というようなことで実施をさせていただきました。ただ、この意向調査もいわゆる現況調査に基づいて、全地区について実施しなければならないというようなことでありまして、当然私どもの農業委員会もさることながら他の農業委員会についても一応今年、今年度から以前に加えて本腰を入れてやるような状況になるというようなことでございます。

目黒隆弥委員

これは、ここに質問することではないかもわかりませんが、お願いしたいんですが、62ページの3のところの「人・農地プランの見直し及び農地中間管理事業の啓発普及」その次に、「ア「人・農地プラン」の実践・見直し検討会への参画」これはこれでよろしいんですけれども、できあがった人・農地プランっていうのは正直公表されておりますかどうか。というのは、期間が短いということをつくった経過があって、それを吸収して魚沼市一本にするっていった話は聞いたんですけれども、その後どういうふうに動いているんだか。というのは合併みたいな形になりましたので、うちの集落にもいただけることになっていたんですけれども、まだなしのつぶてのまんまなんですよ。ですので、それはその件でお願いします。

もう一点はこれもお角違いな質問かもわかりませんが、「農地中間管理機構と連携した農地、利用集積の活動支援を行う。」それはいいんですけれども、この農地の

中間管理機構への移行っていうこの制度そのものは何年ぐらい続くんでしょうか。というのは、これが始まった時点では向こう5年間ということがあったような気がするんです。既に、事が5年経過しています。その中で政府は変わりましたから、また方向が少し変わってきている面があるとは思いますが、もし分かりましたらお願いをしたい。というのは、当初5年というとき、当時の横浜大学のヤシロさんという教授が「5年間なんて余りにも早急すぎる」というようなのを農業新聞に掲載した経過があったんですけども、考えてみますと政府が変わったということで状況は変わっていることは分かりますけれども、どういうふうに今後流れていくんだか。というのは今ある制度を説明しておいて、実は今年で終わりましたと言われると、我々の活動が嘘ってことになりますので、確認を願えればありがたいんですが。以上です。

事務局(山本事務局長)

まず、「人・農地プラン」の部分ですけども、農地プランが一昨年できたわけですけども、その時には一応それぞれ地区に分かれた計画だったと思います。その後、昨年一本化、いわゆる市一本化したという経緯であります。実はこの農地プランの事務局レベルと申しますか、農政産業課、農業委員会、農協、それから認定農業者の方でしょうか。一応委員会等ございまして、毎年実は開催をさせてもらっています。その中に一応今までの「人・農地プラン」に載っている方々、プラスまた新たに追加になった方というようなことで、議題に挙がって名簿に追加されているというような状況でございまして、名簿は確かにあると思います。ただその名簿がどの程度配布されて、周知されているかというのを私が承知していないので、また後で担当部署に確認をしたいと思います。

それから、中間管理機構はいつまで続くかということについては。

目黒隆弥委員

要するに、今の制度ですよね。

事務局(山本事務局長)

今私どもが承知している中においては、当然農地法の改正に伴って中間管理機構というのができたと思います。耕作放棄地等の解消を含めた中で、いわゆる解消する部分についてもある程度含めた中で農地の貸し借り、促進というようなことでやっていると思うんですが、期限があるという部分については私も承知していませんが、これはずっと続くものだというふうに解釈していますけれども。

目黒隆弥委員

そうですね。ありがとうございました。

議長(上村会長)

この農地中間管理機構については、また新たな農地改正の農業委員会の改正の中でも、これらの機構を利用した農地集積の高度化を図るなんていうことがある、高度ということではないのですがありますので、30年のいわゆる配分、廃止に絡めてこれがなくなるというような話も出ていませんし、まだ止めるってというような話は聞きません。ですが、今言ったような先々のこともあるんで、その辺はまた別の角度で確認してみたいなというふうに思います。いずれにせよ、TPPに絡んだ国会が4月からまた論戦が始まるなんて言っていますし、それに代わるいわゆる農業政策

はどういうふうなものが出るだろうなというところで興味があるわけですが、なかなかその辺もどうも今どこに確認しても将来の政策はどうなるんだろうかというのが、正確につかめないという状況です。情報が入り次第また伝えたいと思います。

#### 小幡悦男委員

事業計画の組織活動対策の中でのウ、イに関してですが、12月にたしか認定農業者会等々の意見交換会をしたと思うんですが、その席ではいろいろ今後もこのような会を継続してくれというような文化会では話があったわけです。その席では比較的大事なことだろうということの中でこれからもぜひ継続していきたいというようなことであったんですが、この問題について新年度に渡って、どういうふうな計画が具体的にあるのかないかを聞かせてもらいたいと思います。その絡みの部分で市及びあれに建議出されるということなんですが、委員会として本当に文書だけではなくて、具体的な活動をぜひお願いしたいなと思っています。

#### 事務局(山本事務局長)

いわゆる農業委員会の委員会の中での活動で、例えばそこで出された部分について、上のほうに挙げる云々、建議をする云々につきましては、農業委員会のそれぞれの部会のほうでそちらの計画化の検討をしていただいた中で、その扱いをどうするかというのを検討していただきたいと思いますというふうに思っています。

#### 議長(上村会長)

いろいろ活動をする中で私どもも農委の使命というのは、今指摘がありますように、農業者の意見のある程度吸い上げた中でのいわゆる要望をあらわに出しなさいというような、そういったことが認められているというようなことでございます。ご承知のとおり、この農業委員会は予算があって何かの事業をやるというのはなかなかないのはご承知のとおりだと思いますが、いわゆるそういった政策に対してはこういった意見がありますよというような審議をするというような状況にございます。今局長が言いましたように、それぞれのいわゆる農政の段階、また農地の段階の中でのいろいろな疑義・意見が出るようなことをそれぞれの部会で集約した中で、また総会としてまとめて提案をしていくというような、こういった行動を今後は起こしていかなければならんかなというようなことで再三申し上げているところでございます。実は、未だかつてそういったことはないというようなことで私も引き継ぎの中で聞いておるのです。それは何かというと、やはり機会がある度に、この魚沼市の中ではいわゆる農業委員会を含めた市、または農業団体の農協、また地域の行政の振興部会との連携がとれており情報交換をしているというような状況があります。そこいらから、何もしなくていいよということではないんですけれども、そういった連携の中での農業振興を図っているということもあります。いわゆる皆様方からの地域の意見を今後は集約した中で提言するものについては、していくというようなことで考えていただきたいと思います。直接の返答にはなりませんけれども、そのような考え方の中で今後活動していかなければならんかなということで考えております。以上です。

#### 小幡悦男委員

具体的には、今局長さんの話の中では、それぞれ部会の中で審議をして、その中で総会に図って、してくれというようなことですか。



議長（上村会長）

問題をまず各部会の中で提案をしてみてはどうかということです。

小幡悦男委員

それでは、会長さんをお願いします。ぜひ、こういう機会を捉えてそれぞれの部会の中で積極的な議論をして、またよりよい市民に分かりやすい農業委員会を提示したらいいかなと思うわけですが。ぜひ早急の実現をお願いしたいと思います。

議長（上村会長）

部会の活動ということでございますので、必要とあらばこれ部会はやっておりますので、その中でひとつそれぞれの委員の皆様方からご意見がありましたら、お願いしたいということでございます。

横山史子委員

52 ページの「27 年度の計画活動の点検・評価（案）」のところの「地域の農業者等からの意見等」ということなのですが、これは1つも意見がなかったのでしょうか。

事務局（山本事務局長）

今の質問ですけれども、今までについてこの欄に一応記載した件もあります。それはこちらをホームページ・インターネット等で公表して、それについての意見というようなことで頂戴したものについては、今までここに記載をさせていただきましたが、今回は特にその辺の部分がなかったというようなことで空欄になっておるものです。

横山史子委員

では、意見はありませんかと聞いた部分に対してあったものだけを記載すると、こういう仕組みなんですね。そういう理解でいいんですか。

事務局（山本事務局長）

はい。

横山史子委員

例えば私が考えるに、電話等での不平不満だって意見の1つだと思うんですが、何かしらはあるのではないかなと思うんだけど、そういうのは拾い上げないんでしょうか。例えばよい意見だってあるのかもわかりません。農業者年金の広報紙がよかったとか悪かったとか、こういうの書いてはだめだとかそういう意見だって、恐らく窓口や電話等では何かあるのかなと予想はするんですけど、そういうものは拾い上げないということですかね。

事務局（山本事務局長）

一応ホームページ等に掲載して、意見招集したものについて挙がってきたものについては挙げんばだめだと思います。あと今あったみたいに、電話等で明らかに今言った項目の中で、例えばその意見として絡めねばならない部分がもしあるとすれば、

載せても構わないというふうなことと思います。

議 長（上村会長）

この項目の中での意見をどの部分まで捉えるかというような、なかなか事務局の判断も難しいところもあろうかと思えます。難しいということで事務局任せではなくて、何かあれば目に付くような提示をしていただければ、みんなで相談できるということになりますので、今後もしそのようなこれはいい意見だな、いわゆるこれは苦情だなというのも恐らく中にはあろうかと思えますが、差し支えない範囲なんて言っても語弊がありますけれども、ありましたらそういったことで提示のご意見・内容等を集約して提案してみてもどうかということで、今後ひとつお願いしたいと思えます。あんまり難しく考えるとだめなんだよ。差し支えない範囲何て言ったら怒られるかもしれないが、素直なその意見があったら、記載してみるということで対応していただきたいと思えます。

桑原正文委員

今の話なんですけど、たぶん電話とか何かでいろいろあると思うんですけど、やはりそれは全然証拠に残らないといえますか、分からない。言った・言わんってなる気がするんですよ。例えば、正式にメールとか手紙とか何かで来るのであれば、皆さんが見ても分かると思うんですけど、事務局さんが電話で受け答えしたやつを全部録音するとか、書くとかしなければ本当にはっきり言ったか言わないかって分からんと思えます。その辺の判断の仕方、非常に多分難しいと思えますので、その辺は事務局さんとうちらとよく相談して、どの程度までのものをこれから拾い上げるかをまた話し合えばいいのではないかなと思うんですけど。

議 長（上村会長）

いい意見にしる悪い意見にしる、意見は意見ということでございます。事務局のほうへ恐らくいろんな意見が来るわけですけども、その状況に応じては従来の幹事会を開かせていただいたというような状況も見受けられます。その辺が解決できた中で、これに提示するものかということも、またそこでの判断もあろうかと思えますが、まずもってそういった経過があるものを事務局で押さえるのではなくて、どこぞに掲げてその原因を追究するのか。まずはその段階で、こういうことで意見がありましたよということで提示するのか、その判断はまたその段階でやっていきたいと思っています。

目黒隆弥委員

すみません、もう一点。揚げ足を取るような表現で申し訳ないんですけども、62ページのウの終わりから二、三文字目に村って字が一つ入っていますが、不在村地主対策、村はいらないですよ。

議 長（上村会長）

62 ページの3のウ、不法投棄の次の不在村地主、この村がいらないということです。

そのほかどうでしょうか。

（特になし）

それでは、この議案第6号については、27年度の活動点検・評価、また28年度の魚沼市農業委員会の活動計画、基本的な案で載せていただいております。具体的

なその活動・手法については、今後またそれぞれの活動の中で行っていくというよう  
なことでございます。

まずもって、評価並びに活動計画の策定については、提案のとおり決定してよろ  
しいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

ありがとうございました。それでは、計画のとおり決定することといたします。

それでは、以上をもちまして、本日の提案いたしました報告並びに議案各事項に  
ついては全て終了いたしました。ありがとうございました。

(時刻は 16 時 45 分)

上記会議の内容は、平成 27 年度第 1 2 回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違な  
いことを認め、署名する。

平成 年 月 日

魚沼市農業委員会

議席番号 番

---

議席番号 番

---